

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
NAASHロンドン事務所職員の英国における税務処理業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 5. 4	Ernst & Young LLP 1 More London Place, London SE1 2AF	会計規則第18条第5項及び契約事務取扱規程第24条第8号に該当するため（外国で契約するとき）	—	1,764,000	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【契約期間】 H24. 5. 4～H25. 3. 31
助成事業表示用のフラッグ及びステッカーの制作	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 5. 14	港北出版印刷株式会社 代表取締役 三浦彰久 東京都渋谷区渋谷二丁目7番7号	4/25の入札において、再度入札をしても落札者がなかったことから、契約事務取扱規程第25条に規定する「再度の入札をしても落札者がいないとき」に該当するため。	—	7,074,000	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【履行期限】 H24. 6. 15 消費税等含む。 ※不落随契
スポーツ振興投票の実施に関する経営コンサルティング業務（平成24年度追加分）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 5. 21	7ピームコンサルティング株式会社 代表取締役社長 岩澤俊典 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号	本件は、企画競争により選定された者と契約を締結するものであり、契約の相手方は他に存在せず、会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	8,629,879	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【履行期間】 H24. 5. 21～H24. 9. 14 消費税等含む。
マルチホート事業スタッフに係る宿泊場所の借上（Marlin Apartment Stratford）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 5. 22	London Letting and Management limited 5-8 Empire Square South, 34 Long Lane, London E15 1PE	会計規則第18条第5項及び契約事務取扱規程第24条第8号に該当するため（外国で契約するとき）	—	5,880,000	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【借上期間】 H24. 7. 26～H24. 8. 7
マルチホート事業スタッフに係る宿泊場所の借上（Gerry Raffles Square）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 5. 25	Outlook Property Limited St Johns House 2ndFloor 2 Romford Road, Stratford, London E15 4BU	会計規則第18条第5項及び契約事務取扱規程第24条第8号に該当するため（外国で契約するとき）	—	1,160,000	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【借上期間】 H24. 7. 12～H24. 8. 14
スポーツ振興投票の実施に関するSEサービス（第3期システム構築に係る第2期システムの作業実施）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 5. 29	日本エス株式会社 代表取締役社長 梶井勝人 東京都江東区豊洲一丁目1番1号	本件は、企画競争により選定された者と契約を締結するものであり、契約の相手方は他に存在せず、会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	28,123,200	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【履行期間】 H24. 6. 4～H24. 9. 28 消費税等含む。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。